

回 答 票

令和8年度沖縄県労働条件等実態調査に係る業務の委託業務に係る質問事項について回答します。

令和8年7月17日

[質問内容]

NO	質 問 事 項
1	件名 : 押印について <内容> 弊社は東京都に本社があり、沖縄県に支店がございます。入札の場合、沖縄支店長印にてエントリーすることが殆どですが、誓約書、企画提案書の印は支店長印でよろしいでしょうか。 代表取締役の印でさらに原本が必要な場合、郵送に時間がかかるため、お早目にご回答頂けると幸いです。 <回答> 本企画提案に係る提出書類への押印は、沖縄支店長印(職印)で差し支えありません。
2	件名 : 仕様書 5(1)について <内容> (1)「県が指定する事業所 2,000 箇所」について、事業所の一覧はデータにてご提供いただける想定でよろしいでしょうか。また、ご提供いただける項目(商号、住所、電話番号等)についてご教示ください。 (2)調査票のページ数はどの程度を想定されていますでしょうか。 (3)設問数はどの程度を想定されていますでしょうか。また、調査票は前回からどの程度変更を想定されていますでしょうか。 (4)受託者にて発送資材一式(往信用封筒、返信用封筒、調査票)の印刷が必要という認識でよろしいでしょうか。また、調査票や封筒の印刷仕様についてご指定はありますでしょうか。 (5)調査票案を作成するのは、貴県と受託者のどちらとなりますでしょうか。 貴県からご提供いただいた調査票案に対して、受託者にて誤字脱字や集計上の不備など、設問設計をチェックする想定でよろしいでしょうか。もしくは、受託者にて設問項目のご提案や調査票案の作成が必要でしょうか。 <回答> (1) 事業所データ(Excel)につきましては、調査に必要な範囲内の情報について県から提供いたします。(事業所名、郵便番号、所在地、電話番号、産業大・中・小分類、本社・支社別、事業所従業員数など) (2) 16ページ程度を想定しています。 (3) 設問数は、前回と同程度の35問程度を想定しています。調査票の変更については、

	現時点で未定です。 (4) 発送資材一式については、受託者側で、印刷・発送業務を行っていただきます。調査票と封筒について印刷仕様の指定はありませんが、回収率向上に向け、発送資材(ハガキ・封筒等)の仕様案をご提案ください。 (5) 調査票案は基本的に県で作成しますが、令和8年度に設定した方がよい設問がありましたら、ご提案ください。また、受託者において、調査票に関する誤字脱字や集計上の不備のチェック等を実施していただきます。
3	件名 : 仕様書 5(3) <内容> 督促の実施方法(コール、はがき等)についてご指定はありますでしょうか。 <回答> 督促の実施方法について、特に指定しておりません。回収率向上に資する実施方法等があれば、企画提案書においてご提案ください。
4	件名 : 仕様書 5(5) <内容> (1) 報告書の印刷仕様にご指定はありますでしょうか。 (2) 前回報告書について、編集可能な素材(Word 等)をご共有頂くことは可能でしょうか。 <回答> (1) A4サイズのくるみ製本で作成願います。沖縄県商工労働部労働政策課(那覇市泉崎 1-2-2 沖縄県庁舎8階)にて、報告書見本の確認が可能です。 (2) 前回報告書の電子データについて提供可能です。
5	件名 : 調査対象事業所リストの提供について <内容> 仕様書5(1)に「県が指定する事業所 2,000 箇所」とありますが、調査票送付先の事業所リスト(宛名データ)は、契約締結後に県から受託者へ提供されるという理解でよろしいでしょうか。その場合、提供形式(Excel 等の電子データの可否)をご教示ください。また、事業所の抽出作業(事業所母集団データベース等からの抽出)が受託者の業務範囲に含まれる場合は、その旨ご教示ください。 <回答> 質問 No2(1)のとおりです。
6	件名 : 調査票の設問設計について <内容> 令和8年度調査の調査票について、令和7年度調査の設問からの変更・新設を予定されていますでしょうか。 また、設問の変更・新設を行う場合、設問案の作成は県にて行われるのか、受託者が案を作成し県と協議する形になるのか、ご教示ください。 <回答> 質問 No.2(5)のとおりです。

7	件名： 第二次審査における加点の適用単位について <内容> 公募要領7(2)に記載の、沖縄県所得向上応援企業認証制度等の認証企業又はパートナーシップ構築宣言の宣言企業に対する加点について、コンソーシアムで応募する場合は、構成員のうち1者以上が認証企業又は宣言企業であれば加点の対象となるという理解でよろしいでしょうか。 <回答> お見込みのとおりです。
8	件名： 調査実施時期について <内容> 令和8年度調査の調査基準日及び調査期間は、令和7年度調査(調査基準日：7月 31 日、調査期間：9月5日～9月 29 日)と同様の時期を想定してよろしいでしょうか。契約締結後の準備スケジュール検討のためお伺いするものです。 <回答> 調査基準日は令和8年7月31日とします。また令和8年度の調査期間は、9月中旬から10月中旬を予定しておりますが、準備状況や手続きの進捗により、調査期間が前後する場合がございます。
9	件名： 問い合わせ窓口・回答受付方法の要求水準について <内容> 仕様書5(2)の問い合わせ対応について、窓口の設置形態(フリーダイヤルの要否、受付時間帯等)に指定はありますでしょうか。 また、令和7年度調査では郵送・Web回答に加え、FAX・電子メールによる回答受付も行われていたと承知しておりますが、令和8年度調査においても同様の受付チャネルを設ける必要がありますでしょうか。 <回答> 窓口の設置形態、調査票回収方法等の指定はありません。回収率向上に資する実施方法等をご検討の上、企画提案書においてご提案ください。